**平成２０年（フ）第４０２号**
福井県坂井市丸岡町今町29番地
破産者　丸和産業株式会社
1　決定年月日　平成22年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第３７７号**
福井県鯖江市下野田町第38号49番地
破産者　牧野鉄筋工業株式会社
1　決定年月日　平成22年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第９９０号**
静岡市駿河区丸子３丁目12番90―７号
破産者　有限会社インナースペース
1　決定年月日　平成22年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第１０号**
愛知県蒲郡市三谷町須田36番地の１
破産者　有限会社シンキ・エンジニアリング
1　決定年月日　平成22年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２１年（フ）第４３３号**
兵庫県明石市硯町３丁目11番28号
破産者　有限会社大貫
1　決定年月日　平成22年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

**平成２２年（フ）第１２０号**
高知市廿代町11番10号
破産者　有限会社装工社
1　決定年月日　平成22年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

## 破産手続廃止及び免責許可決定

**平成２２年（フ）第１号**
大分県玖珠郡玖珠町大字森193番地
破産者　矢野　由加
1　決定年月日　平成22年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

**平成２１年（フ）第１６０１号**
埼玉県川口市大字安行北谷626番地の４　サンフィールドⅢ―203、破産開始決定時の住所埼玉県川口市戸塚東１丁目18番２号
破産者　青木　　茂
1　決定年月日　平成22年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成１８年（フ）第２０２号**
福岡県宗像市三郎丸５丁目７番25号福寿荘105号、住民票上の住所福岡県宮若市下2141番地１
破産者　畠　　輝雄
1　決定年月日　平成22年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

**平成１８年（フ）第２０３号**
福岡県宗像市三郎丸５丁目７番25号福寿荘105号
破産者　畠　　和美
1　決定年月日　平成22年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

**平成２１年（フ）第５１号**
山形県酒田市新堀字豊森38番地
破産者　齋藤　一樹
1　決定年月日　平成22年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

**平成２２年（フ）第１１号**
福島県石川郡平田村大字西山字真弓113番地
破産者　矢吹　孝雄
1　決定年月日　平成22年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

**平成２２年（フ）第１６８号**
埼玉県南埼玉郡白岡町大字下野田521番地、旧住所埼玉県南埼玉郡白岡町大字彦兵衛77番地43
破産者　佐藤　愛子
1　決定年月日　平成22年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２２年（フ）第１８１号**
埼玉県新座市栗原３丁目３番24号　第２コーポ松下206号室
破産者　鵜澤　美徳
1　決定年月日　平成22年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２１年（フ）第３３４８号**
神奈川県綾瀬市上土棚北５丁目２番１号
破産者　石川　　淳
1　決定年月日　平成22年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第４３号**
新潟県長岡市城岡３丁目１番13号、前住所新潟県長岡市宮栄２丁目５番６号
破産者　若月　　悟
1　決定年月日　平成22年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**平成２１年（フ）第１０２号**
新潟県上越市大字上千原901番地
破産者　金子　　巖
1　決定年月日　平成22年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

**平成２２年（フ）第４６号**
石川県石川郡野々市町白山町13番22号
破産者　的場　　勤
1　決定年月日　平成22年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

**平成２０年（フ）第２２０９号**
大阪府豊中市南桜塚１丁目21番18号
破産者　五本上正博
1　決定年月日　平成22年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第３９６７号**
大阪市北区曽根崎１丁目３番６―1501号、開始決定時の住所大阪府吹田市山田東２丁目10番20―1006号
破産者　中谷　隆行
1　決定年月日　平成22年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部